

地域資源発掘型プログラム事業実施要綱

29 公東観地事第 5 号

平成 29 年 4 月 1 日

31 公東観地事第 28 号

平成 31 年 4 月 8 日

2 公東観地事第 435 号

令和 2 年 9 月 14 日

3 公東観地事第 6 号

令和 3 年 4 月 6 日

3 公東観地事第 460 号

令和 3 年 9 月 9 日

4 公東観地事第 22 号

令和 4 年 4 月 4 日

4 公東観地事第 1622 号

令和 5 年 3 月 23 日

7 公東観地事第 175 号

令和 7 年 4 月 14 日

(目的)

第 1 条 都内には、観光資源として活用されていない地域資源が数多く存在する。本事業は、観光協会のほか民間企業など多様な主体が共同で実施する観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げなどによる特産品の開発やイベント等の事業化に向けた検証を支援し、次年度以降、各地域において自主的かつ継続的に取組を実施していくことで、国内外からの旅行者誘致を図る。

(事業内容)

第 2 条 次の各号に該当する事業を、地域資源発掘型プログラム事業（以下「プログラム事業」という。）として選定し、公益財団法人東京観光財団（以下「観光財団」という。）の委託により事業化する。

- (1) 地域特産品の企画・開発
- (2) 旅行者誘致イベントの企画・実施
- (3) 着地型旅行商品の企画・造成（体験プログラムやツアーなど）
- (4) その他、観光財団が必要と認めるもの

2 プログラム事業の選定件数は 15 件程度とする。また、本事業の委託事務の執行に要す費用については、次のとおりとし、委託料として受託者に支払うものとする。

- (1) 単域(各区市町村内での取組) 上限 6,000 千円

ただし、以下のいずれかの条件を満たした場合は、上限を各 500 千円増やすこと

とする。(最大上限8,000千円)

- ① 外国人对応の取組
 - ② 地域の子供達が積極的に参加する取組
 - ③ デジタル技術を活用し、旅行者の満足度の向上に資する取組
 - ④ 地域住民達が街への誇り・愛着を深める取組
- (2) 広域a(都内複数区市町村の連携による取組) 上限 10,000千円
- (3) 広域b(他道府県との連携による取組) 上限 10,000千円

(企画案の公募)

第3条 観光財団は、観光関連団体等（以下「企画提案者」という。）から、プログラム事業の企画案（以下「企画案」という。）を公募する。

2 公募に必要な事項は、「地域資源発掘型プログラム事業募集要領」に定める。

(企画審査会の設置)

第4条 企画案について、適正な審査を行うため、地域資源発掘型プログラム事業対象事業選定企画審査会（以下「企画審査会」という。）を設置する。

2 企画審査会での審査に基づき、観光財団がプログラム事業の企画案の選定を行う。ただし、公募により提出された企画案が多数の場合、企画審査会で審査する企画案については観光財団が決定する。

3 企画審査会について必要な事項は、別に定める。

(企画案の決定)

第5条 観光財団は、企画審査会の結果について、地域資源発掘型プログラム事業企画案採用決定通知書（別記第1号様式）又は、地域資源発掘型プログラム事業企画案不採用決定通知書（別記第2号様式）により、企画提案者に通知する。

(事業実施者の決定)

第6条 企画案を基に観光財団が委託仕様書を作成し、企画提案方式等により事業実施者を決定し、委託契約を締結して事業を実施する。

なお、決定した事業実施者について、観光財団から企画提案者に対し、地域資源発掘型プログラム事業実施事業者決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(実施方法)

第7条 プログラム事業の実施に当たり、観光財団、企画提案者及び事業実施者の3者が連携して事業を実施する。

2 観光財団理事長（以下「理事長」という。）は、より効果的なプログラム事業の実施のため、必要に応じて専門家を派遣し、企画提案者及び事業実施者に指導を行うものとする。

3 プログラム事業の実施については、企画提案者及び事業実施者から事業実施報告書等

の提出を受け、確認・検証を行うものとする。

4 プログラム事業については、事業名、提案内容及び取組状況等を公表し、普及啓発を行うものとする。

5 プログラム事業の実施に当たり、次の各号に該当する場合には、観光財団は選定の取消しを行い、速やかに事業を中止する。

(1) プログラム事業の実施に当たり、プログラム事業の趣旨を逸脱したとき。

(2) 企画提案者又は事業実施者がプログラム事業の実施を中止しようとするとき。

(3) 公募に当たり虚偽の応募を行うなど、不正な行為があったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、理事長が選定するに当たらないと判断したとき。

6 その他プログラム事業の実施に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

○本要綱は平成29年4月1日より施行する。

附則

○本要綱は平成31年4月8日より施行する。

附則

○本要綱は令和2年9月17日より施行する。

附則

○本要綱は令和3年4月8日より施行する。

附則

○本要綱は令和3年9月14日より施行する。

附則

○本要綱は令和4年4月7日より施行する。

附則

○本要綱は令和5年4月6日より施行する。

附則

○本要綱は令和7年4月24日より施行する。